

湖西市建設業関連業務プロポーザル方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、湖西市が発注する建設業関連業務（以下「業務」という。）の契約に関し、プロポーザル方式によりその契約の相手方を特定する場合の手続の試行に関し、必要な事項を定めるものである。

(定義及び形式)

第2条 この要領においてプロポーザル方式とは、その性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められる場合において、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を特定するため、当該業務に係る提案書の提出を受け、当該業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を特定し、随意契約を行う方式をいう。

2 プロポーザル方式の形式は、次に掲げるものとする。

- (1) 公募型プロポーザル方式 公募により参加者を募集し、当該募集に応じて申込みがあった者の中から、当該プロポーザルへの参加資格要件を満たす者により実施するプロポーザル方式
- (2) 指名型プロポーザル方式 当該プロポーザル方式への参加資格要件を満たす者の中から、参加させることが適当と認める者を指名し、実施するプロポーザル方式

(対象業務)

第3条 プロポーザル方式に付することができる業務は、次の各号のいずれかに該当する業務委託であって、湖西市建設業者等選定委員会要綱（昭和59年湖西市告示第71号）で定める湖西市建設業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）が認めたものとする。

- (1) 技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であり、提出された提案に基づいて仕様を作成することで、優れた成果が期待できる業務
- (2) その他プロポーザル方式により実施することが適当であると選定委員会が認めた業務

(実施方式)

第4条 プロポーザル方式の実施は、原則として公募型プロポーザル方式により行う

ものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する業務であって、選定委員会が認めるものは、指名型プロポーザル方式によることができるものとする。

- (1) その性質又は目的が公募型プロポーザル方式に適さないと認められるとき。
- (2) その性質又は目的により、競争に加わるべき者の数が公募に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき。
- (3) 公募に付することが不利と認められるとき。

2 公募型プロポーザル方式を実施する場合において、参加希望者が多数見込まれ、候補者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、あらかじめ公示した選定基準に基づき、参加希望者の中からプロポーザル提案書提出者（以下「提出者」という。）を選定することができる。

（プロポーザル方式実施の審議）

第5条 発注担当課は、プロポーザル方式を実施しようとするときは、当該業務がプロポーザル方式の対象に適合するか否かを、選定委員会に付議し承認を得なければならない。

- 2 選定委員会は、前項の規定により当該業務がプロポーザル方式の対象及び実施方式に適合するものと認めたときは、直ちに次に掲げる事項を審議するものとする。
- (1) プロポーザル審査会の設置並びに会員及び会長
 - (2) 指名型プロポーザル方式による場合の提出者
 - (3) その他選定委員会が必要と認める事項

（プロポーザル審査会）

第6条 発注担当課は、プロポーザル方式を実施する場合は、次に掲げる事項の審査を行うため、プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置しなければならない。

- (1) 参加資格
- (2) 選定の方法及び選定基準
- (3) 評価の方法及び評価基準
- (4) 候補者の特定
- (5) 審査結果の公表範囲の設定
- (6) その他選定委員会又は審査会が必要と認める事項

2 審査会の構成は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 審査会は、会長を含む5人以上で構成すること。
- (2) 会長その他会員は、選定委員会の承認を得ること。

- (3) 副会長は、会員の互選により選任すること。
 - (4) 会員には、契約担当課長を加えること。
 - (5) 会員は、発注担当課関係職員（部課長等を含む。）が会員の3分の2を占めないこと。ただし、発注担当課が複数の場合はこの限りでない。
 - (6) 会員には、必要により外部の学識経験者を加えることができる。
- 3 審査会の設置については、対象業務ごとに設置要領を定めるものとする。
- 4 審査会の事務局は、発注担当課に置くものとする。

（説明書の策定）

第7条 発注担当課は、プロポーザル方式を実施する場合は、次に掲げる事項を定めた業務の説明書（以下「説明書」という。）を策定しなければならない。

- (1) 業務の目的
 - (2) 名称、履行場所、内容、履行期間
 - (3) プロポーザルの実施方式
 - (4) 参加資格、参加方法等（参加表明に係る質疑応答方法を含む。）
 - (5) 契約限度額
 - (6) 選定方法及び選定基準（項目、得点配分等）
 - (7) 評価方法及び評価基準（項目、得点配分等）
 - (8) 提案方法（提案書の作成方法、提案内容、提案書の様式及び部数、提出方法、提出期限、記入上の注意、提案書作成に係る質疑応答方法等）
 - (9) 結果通知等について（参加資格が認められなかった理由、選定されなかった理由又は特定されなかった理由の説明を参加希望者より要求された場合の対応方法を含む。）
 - (10) 結果の公表事項及び方法
 - (11) その他必要と認められる事項
- 2 前項の規定にかかわらず、指名型プロポーザル方式を実施する場合には、前項第4号及び第6号に掲げる事項の策定は省略するものとする。

（参加資格）

第8条 プロポーザルに参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 湖西市建設業関連業務競争入札参加資格者の認定があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (3) 湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領（平成18年湖西市告示第101

号)に基づく指名停止期間中でないこと。

(4) 湖西市発注公共工事暴力団排除措置要領に基づく排除を受けている期間中でないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立がなされていないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、対象業務に係る要件を別途定める場合には、その要件を満たす者であること。

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ選定委員会の承認を得た場合は、前項第1号の規定は適用しないことができる。

(手続開始の公告)

第9条 発注担当課は、公募型プロポーザル方式により候補者を特定しようとする場合は、公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告を作成のうえ、湖西市掲示板及び湖西市ウェブサイトに掲載するものとする。

2 契約担当課は、前項の規定による公告があったときは、静岡県入札情報サービス(PPI)に掲載するものとする。

(説明書の閲覧)

第10条 発注担当課は、当該業務に係る前条の規定による公告とともに、第7条に規定する説明書を湖西市ウェブサイトに掲載するものとする。ただし、これにより難しい場合は、発注担当課において説明書を交付するものとする。

(参加表明書)

第11条 公募型プロポーザル方式に参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、所定の期日までに公告又は説明書で定めた必要な書類を添付して提出するものとする。

(参加資格の確認等)

第12条 発注担当課は、参加希望者について、参加資格を満たす者であるかを確認し、公告において指定する日までに、通知を行うものとする。

2 前項の通知を行う場合、参加資格が認められなかった参加希望者に対しては、参加資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。

3 第1項の通知書により参加資格が認められなかった旨の通知を受けた参加希望者は、市に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものと

する。なお、書面は前項の通知をした日の翌日から起算して7日（湖西市の休日を定める条例（平成2年湖西市条例第12号）に規定された休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に提出しなければならない。

- 4 発注担当課は、前項の規定により説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、書面により回答するものとする。
- 5 第5条第2項の規定により選定した場合にあっては、第1項から第4項の規定を準用するものとする。

（指名の通知）

第13条 発注担当課は、指名型プロポーザル方式を実施するときは、第5条第2項第2号の規定により選定した者に対し、通知を行うものとする。この場合にあっては、第7条に規定する説明書を添付しなければならない。

（提案書の提出）

- 第14条 提出者となった者は、所定の期日までに提案書を提出するものとする。
- 2 提案書の提出後は、原則として提案書に記載された内容の変更を認めない。
 - 3 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
 - 4 提出された提案書については、返却しないものとする。
 - 5 提出された提案書は、候補者の特定を目的として使用するものとし、提出者に無断でその他の目的に使用することはできないものとする。

（候補者の特定）

- 第15条 発注担当課は、審査会の審査結果のとおり候補者を特定するものとする。
- 2 発注担当課は、候補者を特定しようとするときは、あらかじめ選定委員会に評価結果を報告し、併せて、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により候補者と随意契約を行うことに関する承認を得なければならない。
 - 3 発注担当課は、候補者を特定したときは、速やかに、提出者に対し結果を通知するものとする。
 - 4 特定されなかった者は、市に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。なお、書面は前項の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に提出しなければならない。
 - 5 発注担当課は、前項の規定により説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、書面により回答す

るものとする。

(特定結果の公表)

第16条 発注担当課は、候補者を特定した場合は、速やかに、次に掲げる事項について、湖西市ウェブサイトへの掲示その他の方法により公表するものとする。

- (1) 当該業務の名称等
- (2) 候補者として特定した者の商号又は名称、住所及び代表者
- (3) その他審査会で決定した事項

(プロポーザルの延期又は中止)

第17条 市は、天災等の不可抗力による場合又はプロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めるときは、既に公告若しくは通知した事項の変更又は当該プロポーザルを延期若しくは中止することができる。

2 前項の規定により、延期又は中止を行う場合にあっては、発注担当課より参加希望者又は提出者に対し、通知するものとする。

(提案資格の喪失)

第18条 提出者が、次のいずれかに該当することとなったときは、当該業務等に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効とする。

- (1) 第8条に規定する参加資格を満たさないこととなったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

2 前項の場合において、発注担当課は、当該提出者に対し、提案を行うことができない理由又は無効とした理由を付して通知しなければならない。

(候補者の失格と次点者の繰り上げ)

第19条 候補者が前条の規定により無効となった場合、同条の規定に該当しない者で、かつ、第15条第1項の評価が次点の者を候補者とするすることができる。

(履行の担保)

第20条 発注担当課は、提案内容の履行を担保するため、特記仕様書等への提案内容の反映、業務計画書への提案内容の記載の要請等を行うものとする。

(契約締結)

第21条 契約担当課は、候補者と当該業務について、随意契約の契約手続きを行うも

のとする。

(雑則)

第22条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年5月11日から施行する。